

中丸三丁目地区地区計画運用基準

この運用基準は、北本都市計画地区計画(平成12年告示第149号)の規定に基づき、中丸三丁目地区地区計画の運用を円滑に行うため、必要な事項を定める。

第1 建築物の敷地面積の最低限度に関する事項

B地区については、計画決定の告示日において現に建築物の敷地として使用されているか、又は所有権、借地権等を有する土地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全体を一の敷地として使用する場合は、本項の規定は適用しない。

第2 壁面の位置の限度に関する事項

次に掲げるものについては、適用外とする。

- (1) バルコニー、吹きさらしの廊下、屋外階段、出窓等の建築物の付属部分で建築基準法による床面積に算入されないもの。
- (2) 床面積の合計が5㎡以下の物置。
- (3) 自動車車庫で高さが3m以下のもの。

第3 建築物の形態または意匠の制限に関する事項

- (1) 建築物の外壁及びこれに代わる柱の面および屋根の色彩は、原色や派手な色の使用を避けるほか、色の組み合わせにも配慮した落ち着いたある色調とし、地区内の既存建築物の色調と差異が出ないようにし、地区の住環境に調和したものとする。
- (2) 屋根の形態は傾斜屋根とする。

第4 かき又はさくの構造の制限に関する事項

A地区において、道路境界線より、0.6m以上後退した部分の緑化については、低木または草花等によって行うものとする。

第5 建築物の敷地が2以上の地区にわたる場合の措置

建築物の敷地が2以上の地区にわたる場合は、その建築物又はその敷地の全部について、敷地の過半に属する地区に係る規定を適用する。

第6 区域内における建築行為等の届出に関する事項

- (1) 区域内において、建築行為等を行おうとする者は、別紙様式1に定める「地区計画の区域内における行為の届出書」の正本及び副本に必要な図書を添付し、建築確認申請(必要がない場合の建築行為も含む)の30日前までに市長あてに届出なければならない。
- (2) 市長は、届出の内容が地区計画に適合していると認めた場合は、届出書に適合の旨を押印して、副本を届出者に返却するものとする。
なお、副本は、建築確認申請の際に、添付するものとする。(副本に)。
- (3) 市長は、届出の内容が地区計画に適合していないと判断した場合は、改善の指導を行うことができる。
なお、指導に従わなかった場合には、市長は勧告をすることができる。

附則

この運用は、告示日より適用する。